

安全保障理事会決議 1892 (2009)

2009年10月13日、安全保障理事会第6200回会合にて採択

安全保障理事会は、

ハイチに関する従前の諸決議とりわけ決議 1840 (2008)、1780 (2007)、1743 (2007)、1702 (2006)、1658 (2006)、1608 (2005)、1576 (2004)、および 1542 (2004) を再確認し、

ハイチの主権、独立、領土保全および統一への安保理の強力な公約を再確認し、ハイチの安定の強化にとって重要な分野においてこれまで達成された進捗状況を歓迎し、ハイチ政府に対する安保理の支援を再確認し、およびハイチにおける政治的安定および民主化の強化に対する安保理の貢献を歓迎し、

国際連合ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH) および他の利害関係者の支援と共に新たな上院の選挙を通してまた憲法改革の採択を通じてを含み、強化された統治に向けてなされた最近の進展を歓迎し、信頼できる、能力を有する、透明性の高い、また責任ある統治能力の設立の重要性を強調し、ハイチ政府に対して国家制度のさらなる強化を奨励し、ハイチ政府およびその国家制度の能力を強化する国際的な取組を継続する必要性を強調し、

ハイチ政府および全ての他の関連するハイチの関係者に対して、国家の議題における最も優先度の高い問題に対応するために統治能力を強化するために、関連するハイチの関係者の中で、ハイチ政府の指導力および不断の政治的意思を確認しつつ、民主的対話を強調し、また最も広範且つ最も包括的で可能な同意を作り出すことを奨励する。

政治的対話において女性の参加を支援するために増加される取組の必要性を強調し、

ハイチの安定化および復興の進行中の過程における地域機構の役割を強調し、MINUSTAH に対して米州機構 (OAS) およびカリブ海共同体 (CARICOM) と密接に働き続けることを求め、2009年9月28日のハイチに関する協議グループ 2 x 9 の共同コミュニケ (S/2009/509) に留意し、

ハイチにおける課題の相互関連性を認識し、治安、法の支配および制度改革、国民的和解並びに開発の持続的な向上が相互に補強しあうことを再確認し、これらの諸課題に向けたハイチおよび国際社会の継続的努力を歓迎し、またこれら課題に取り組むハイチ政府お

よび国際社会の継続した取組を歓迎し、

ハイチにとって永続的な安定を達成する方法として社会経済開発を伴う治安の必要性をくり返し表明し (S/PRST/2009/4)、

人権の尊重、法手続および犯罪行為への対処並びに不処罰との決別が、ハイチにおける法の支配および治安を確保するために不可欠であることを認識し、

安全且つ安定した環境を確実にするためにハイチ政府を支援し続ける MINUSTAH を賞賛し、MINUSTAH の要員および彼らの国に対して感謝を表し、また任務中に負傷しあるいは殺害された者に対して敬意を表し、

安全状況についての昨年における改善を確認し、しかし安全状況がまだ脆弱であることに留意し、

ハイチの選挙人登録を近代化する米州機構の継続した支援を確認し、ハイチ当局に対して、MINUSTAH および国際社会の継続した支援と共に恒久的且つ効果的な選挙制度を確立し、またハイチの憲法上および法律上の条件に合致する選挙を行うことを求め、

ハイチ政府に対して、国際社会との調整において、とりわけハイチ政府によって採択されたハイチ国家警察 (HNP) 改革計画において求められた司法分野改革を推進し続けることを求め

司法制度の近代化および司法へのアクセスの改善を含む、国家司法制度改革計画に従って司法制度の強化に向けた措置を取ることを加速化する必要性を強調し、

長期にわたる公判前勾留に関する協議委員会の最初の勧告を支持し、またハイチの囚人の大多数の状況に対応する必要性を強調し、

以前のハリケーンの季節の間ハイチの人々が被った惨害を認識し、ハイチの人々の人道上およびその他の必要性に対応するためにハイチ政府が直面する課題を認識し、この点に関して、ハイチ当局によってなされた取組および国際社会の貢献を歓迎し、

この点に関して将来の行動が、ハイチの援助国および協力機関の中で、またハイチ政府と共にまた国際連合システム内において十分に調整される重要性を強調し、

食糧、燃料、財政および経済危機がハイチにおける安定化の全面的な過程に対して多大な脅威となり続けることを確認し、

アメリカ合衆国前大統領、ウィリアム J.クリントンの国際連合ハイチ特使への任命を歓迎し、

ハイチの人々によって MINUSTAH の増加した支援に貢献する、雇用を創出した基本的な社会サービスの提供を助ける、極めて効果的および明らかな労働集中企画の早期の実施の必要性を強調し、

国際的な援助国とハイチの協力機関の長期的な公約の重要性を確認し、ハイチの国家の優先度と提携して、調整された方法において彼らに対して支援を強化し続けることを奨励し、

成長を促進し貧困を削減する目的で経済活動をと雇用創出を生み出すために、立法および規制的な環境を考案することにおいて政府および議会が協働する必要性を強調し、

2009年9月1日の事務総長報告書 S/2009/439 を歓迎し、

ハイチに関する ECOSOC 暫定助言集団の報告書 (E/2009/105) を留意し、

MINUSTAH を含み、平和維持活動を検討し続ける事務総長の取組を歓迎し、国際連合平和維持活動に関する 2009年8月5日付安保理議長声明 (S/PRST/2009/24) に合致して、兵力および警察提供国および他の関連する利害関係者との連携において平和維持の配置の戦略的なアプローチを遂行する安保理の必要性を強調し、

紛争後の状況に効果的な対応を達成するために、平和創設、平和維持、平和構築および開発の間の一貫性およびその統合の必要性を強調した、2009年7月22日 (PRST/2009/23) および 2009年8月5日 (PRST/2009/24) の安保理議長声明を想起し、事務総長に対して、ハイチにおけるまたとりわけ平和構築の目的の達成において重要なギャップに関する調整された国際連合のアプローチの達成に向けての進捗状況の指示を報告書において提供する必要性を強調し、

これまで達成された進展にもかかわらず、ハイチにおける事態が、地域における国際の平和と安全の脅威を構成し続けることを認定し、

決議 1542 (2004) の主文第 7 項第 1 節で述べられているように、国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

1. 安保理決議 1542 (2004)、1608 (2005)、1702 (2006)、1743 (2007)、1780 (2007) および 1840 (2008) に含まれているように、MINUSTAH の職務権限を 2010 年 10 月 15 日まで、さらなる更新の意図を持ちつつ、延長することを決定する。
2. 現地における現在の条件により一層合致する兵力の編成を調整しつつ、計画されたハイチ国家警察の能力の実質的な増加が、状況の再評価を可能とするまで、現在のミッションの全体的な兵力の水準を維持する、事務総長報告書 S/2009/439 の第 26 および 27 項で彼によって為された勧告を了とする。
3. したがって、MINUSTAH が全階級の最大 6940 名の部隊からなる軍事部門によりまた警察が最大 2,211 名の警察官からなる警察部門により構成されることを決定する。
4. 同国の安定化に関するあらゆる面でのハイチ政府および国民の主体的取組と第一義的な責任を認識し、またこの点に関して同政府の努力を支援する MINUSTAH の役割を認識し、完全な責任の今後の回復のために、ハイチ政府の能力を強化するための国際的な支援をハイチ政府が十分に活用し続けるように奨励する。
5. 現地における全ての国際的な関係者間の調整の必要性を強調する。
6. 特に、ハイチ政府との密接な協力において安定化およびガバナンスの改善と関連する取組における、事務総長特別代表への完全な支援を表明し、ハイチにおける国際連合の機関、基金および計画の全ての活動の調整および実施における彼の権限を再確認する。
7. 特に、新たな雇用を創出し、基本的なサービスと社会資本部門の提供を改善し、災害の復興と備えを強化し、民間分野の投資を誘致し、より多くの国際的な支援を集めることについて、ハイチ政府およびその人々を支援する取組において、国際連合ハイチ特使、アメリカ合衆国前大統領ウィリアム J. クリントンへの完全な支援を表明する。
8. 事務総長特別代表の仲介も含め、ハイチで進行中の政治過程を支援し、またハイチ政府と協力し、包括的政治対話および国民的和解を促進し、民主的に選出された政治制度が成長および貧困削減に関する国家戦略ペーパー (DSNCRP) に記されている改革の作業を前進させ続けることを確実にするために、2010 年の来たる選挙に対する後方および治安に関する支援を提供するという MINUSTAH への安保理の要請を再確認する。

9. あらゆる面での制度的な能力構築のためのハイチ政府の努力に対する MINUSTAH の継続的な貢献を歓迎し、また、MINUSTAH に対し、その職務権限と一致する範囲で、とくにポルトープランス以外で、主たる省庁および機関への特別な専門的知識の提供も含め、自立的国家制度を強化するような支援を継続することを求める。
10. MINUSTAH がハイチにおける治安を確保するために必要とみなす時に HNP に対するその支援を継続することを要請し、MINUSTAH およびハイチ政府が、HNP 改革計画の改善されまた強化された実施を通じてを含み、犯罪および暴力の水準をさらに低下させるための調整された抑止行動を取り続けることを奨励し、MINUSTAH に対し、その職務権限と一致する範囲で、特に警察要員の監視、指導教育、訓練、入念な検査および制度面並びに運用面での能力の強化を支援することにより、HNP 改革計画に従いハイチの相手方に対する伝統的な法と秩序維持義務に対する地理的および機能的責任を積極的に移管するための包括的戦略に一致して、HNP の改革および再構築するハイチ政府を支援することに従事し続けることを要請する。
11. 隣国および地域諸国を含む加盟国に対し、MINUSTAH と連携し、国境を越えた人身、麻薬は武器の不法取引並びに他の違法な活動に対処するためにハイチ政府との関与を強化するために、また国家の能力構築を強調した、統合された国境管理のアプローチを実施する取組の支援における MINUSTAH の技術専門性の提供を通じてを含む、これら分野における HNP 能力の強化に貢献するように招請し、この分野における政府の取組への調整された国際的な支援の必要性を強調する。
12. HNP による境界安全活動を支援し、海洋および陸の国境地域に沿って巡回するその取組を継続する MINUSTAH の必要性を確認し、ハイチの陸および海洋の国境沿いの脅威を評価するためにハイチ政府および加盟国との討議を継続することを MINUSTAH に対して奨励する。
13. 国際連合国別現地チームに要請し、また、全ての関係者に、懸念される人々の生活条件を効果的に向上させ、また子どもの権利を保護することを目的とした活動と共に MINUSTAH の支援でハイチ政府によって取られた治安活動を補完することを含め、MINUSTAH にすぐに効果の出る事業を実施し続けることを要請する。
14. MINUSTAH からの要員または施設に対するあらゆる攻撃を非難し、人道支援、開発もしくは平和維持活動に従事している国際連合および関連要員もしくは施設または他の関係者に対して向けられた脅迫または暴力行為を行わないことを要請する。

15. 法の支配制度の改革に向けて取られた措置を歓迎し、この点に関して必要な支援を提供し続けることを MINUSTAH に要請し、ハイチ当局に対して、特に、主要な法制度の近代化および司法改革の履行において、この支援を十分に利用すること、任命を含み、より高位の司法制度が十分に機能することが可能となる必要な措置を取ること、また特に子どもに特別の関心を払い、長期にわたる公判前勾留と拘禁施設の過密状態の問題に対処し続けることを奨励する。
16. また国家拘禁行政の戦略的計画の履行を奨励し、MINUSTAH に対して、矯正の要員の指導教育および訓練の支援においてまた制度上および活動上の能力強化に従事し続けることを要請する。
17. 武装解除・動員解除・社会復帰に関する国家委員会への支援および労働集約的事業、兵器登録制度の開発、武器の輸入および所有に関する現行法の改正並びに兵器許可制度の改革および国家共同体政策原則の促進に関して努力を集中することを含む社会における暴力削減への対処方法の追求を継続することを MINUSTAH に要請する。
18. MINUSTAH の人権に関する職務権限を再確認しハイチ当局に人権を保護し促進するための努力を続けることを求め、MINUSTAH に HNP および矯正部門を含む他の関連機関に対し人権教育を提供し続けることを求める。
19. 蔓延したレイプや女性と女兒に対する他の性的虐待と共に、武器を用いた暴力によって影響を受ける子どもに対する重大な違反行為を強く非難し、また MINUSTAH および国際連合国別現地チームに対して、ハイチ政府との密接な協力において、安全保障理事会決議 1325 (2000)、1612 (2005)、1820 (2008)、1888 (2009)、および 1889 (2009) に定められているように、女性と子どもの権利を促進し保護し続けることを要請する。
20. 事務総長に対して、すべての MINUSTAH 要員が、性的搾取・虐待を取り締まるという国際連合のゼロ・トレランス政策を完全に遵守することを確実にするために必要な措置を取り続け、また安保理に情報を提供し続けることを要請し、兵力および警察提供国に対して自国の要員が関わる行動について適切に調査されまた処罰されることを確実にすることを促す。
21. MINUSTAH および国際連合国別現地チームに対して彼らの調整をさらに強化し、またハイチおよび国際的協力機関と強調して、事務総長の統合計画においてハイチの安定のために必要不可欠と確認され、社会経済開発の分野において進展を達成するため、ま

た緊急の開発問題に対処するために DSNCRP の履行においてより多くの効率の確保を助けることを求める。

22. ハイチにおける緊急の必要性を支援する、MINUSTAH によってなされる重要な作業を歓迎し、同ミッションに対してその職務権限内において、国における安定をさらに強化するために、その技術者を含み、現存の手段と能力を最大限利用することを奨励する。
23. 通信および一般広報戦略において MINUSTAH によりなされた成果を歓迎し、その活動を継続し続けることを要請する。
24. ハイチにおける安定の統合に向けてなされた進展を評価する 5 つの達成条件と指針を発展させる、事務総長によってなされた作業を歓迎し、事務総長に対してハイチ政府との協議において、適宜 DSNCRP を考慮しつつ、ハイチ政府との協議においてこれら発展のための達成条件と指針の改良を通じてを含み、統合計画の更新を継続し、また安保理に対して、事務総長の報告書において随時通知することを要請する。
25. 事務総長に対して、MINUSTAH の職務権限の半年ごとの履行について、遅くとも期限満了の 45 日前までに、安保理に報告することを要請する。
26. また事務総長に対して、MINUSTAH の活動および編成、国際連合国別現地チームおよび他の開発の関係者との調整、ハイチにおける貧困削減および持続可能な開発の必要性を考慮しつつ、ハイチにおける安全に対する脅威；司法分野改革；矯正制度改革；および反麻薬能力、の包括的な評価を報告書に含むこと、また適宜、MINUSTAH の編成を再編成する選択肢を提案することを要請する。
27. 活動の概念および交戦規則など、軍事および警察部門の計画文書が、適宜、定期的に更新され、また全ての関連諸決議の規定と一致している重要性を強調し、また事務総長に対して、これに関して安全保障理事会並びに兵力および警察提供国に報告を行うことを要請する。
28. この問題に引き続き取り組むことを決定する。